

令和5年（2023年）

旭川市議会議案

第3回定例会

令和5年9月12日開会

令和5年 月 日閉会

令和4年度旭川市一般会計決算の認定について

令和4年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和4年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和4年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第14条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号ただし書中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め，同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては，充電ポスト

第14条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあつては，この限りでない。

第14条の2第1項第4号中「雨水等」を「筐体には、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）に」を「に」に改め、同項第16号中「当該蓄電池」を「当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第14条の2第1項第4号」に改める。

第27条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、

同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第27条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第60条第13号を次のように改める。

- (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

別表第5中

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
			炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

改める。

別表第6及び別表第7を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の2第1項の改正規定（同項第4号に係る部分を除く。）及び附則第3項の規定 令和5年10月1日

(2) 第14条第1項第3号の2、第14条の2第1項第4号、第16条、第60条第13号及び別表第5の改正規定並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の旭川市火災予防条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）

く。) (以下この項において「燃料電池発電設備等」という。) 又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第1項第3号の2 (新条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。) の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備 (次項に掲げるものを除く。) のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの及び当該規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。
- 6 新条例第27条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第27条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、旭川市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例

旭川市印鑑条例（昭和59年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第16条の2 第15条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であつて、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に次に掲げる物を使用し、規則で定める方法により、前条に規定する印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するために、旭川市印鑑条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

旭川市福祉有償運送運営協議会条例（平成29年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第9条第6項第3号」を「第9条第7項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（説 明）

道路運送法の一部改正に伴い、旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旭川市旅館業法施行条例（平成12年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第1項及び第2条の7中「及び第3条の3第3項」を「，第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第2条の7の次に次の1条を加える。

（譲渡の場合の地位の承継の承認の申請）

第2条の8 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

第3条中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第4条中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

第5条第1項中「若しくは法第3条の3第1項」を「，第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項」に、「，第3条」を「，第2条の8，第3条」に改める。

第5条の3（見出しを含む。）中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(説 明)

旅館業法の一部改正に伴い、旭川市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするものである。

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立旭川病院使用料及び手数料条例（昭和27年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「外」を「ほか」に、「第76条第2項の規定」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の各規定」に、「同法第85条第2項の規定による」を「及び」に、「基準及び同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め」を「基準」に改め、同条第2項中「外」を「ほか」に改める。

第3条第2号中「により治療を受ける者又は管理者が特に必要を認めた」を「負担がある診療を行う」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

別表中

非紹介患者初診加算額	1回につき	1,100円	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。
------------	-------	--------	--

		健康保険法第70条第3項の規定により保険医療機関相互間	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある初診である場合及び緊急その他やむを得ない事情
--	--	-----------------------------	--

非紹介患者初診加算額	1回につき	の機能の分担及び業務の連携のための措置（以下「連携等のための措置」という。）として厚生労働省令において支払を求めるとされる選定療養（同法第63条第2項第5号及び高齢者医療確保法第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に関し初診に係る厚生労働大臣が定める金額	がある初診である場合を除く。
再診患者加算額	1回につき	連携等のための措置として厚生労働省令において支払を求めるとされる選定療養に関し再診に係る厚生労働大臣が定める金額	他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない再診である場合及び緊急その他やむを得ない事情がある再診である場合を除く。

」に、

「健康保険法第63条第2項第5号の選定療養」を「選定療養」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

非紹介患者初診加算額を改定する等のために、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例

旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項の表運動公園の項を次のように改める。

運動公園	花咲スポーツ公園，東光スポーツ公園，旭橋袂広場，旭橋下流左岸広場，旭橋上流左岸広場，金星橋上流右岸広場，旭橋下流右岸広場，神楽橋上流左岸広場及び近文大橋上流左岸桜つつみ
------	--

第6条の3第1項の表都市緑地の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(説 明)

都市公園の管理を行わせる指定管理者の指定に係る規定を整備するために，旭川市都市公園条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市雪対策基本条例の制定について

旭川市雪対策基本条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市雪対策基本条例

(目的)

第1条 この条例は、道路の除排雪をはじめとする雪対策が、冬期の快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることに鑑み、雪対策に関し市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 除排雪事業者 事業者のうち、道路の除排雪を行う者をいう。
- (4) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条第1項に規定する地域活動団体をいう。
- (5) 雪処理 除雪、排雪、融雪設備の設置及び使用による融雪その他の降雪への作業をいう。
- (6) 地域除雪活動 地域活動団体が行う生活道路などの雪処理及びパトロール、地域の雪押し場の確保等の協働による取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、雪対策に関する基本理念、基本方針及び重点目標を定めた基本的な計画を策定し、並びに当該計画に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者、地域活動団体、関係機関等にその周知を図り、協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、地域除雪活動への適切な支援に努めるものとする。

4 市は、雪処理のルールへの浸透及びマナーの向上を図るため、情報発信その他の啓発活動を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが所有し、使用し、又は管理する敷地（以下「自己所有等敷地」という。）内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理することを基本原則とし、雪処理のルール及びマナーを守るよう努めるものとする。

2 市民は、地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して互いに協力し、及び助け合うよう努めるものとする。

3 市民は、市、国及び北海道が実施する雪対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自己所有等敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理することを基本原則とし、雪処理のルール及びマナーを守るよう努めるものとする。

2 事業者は、地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して市民又は他の事業者と互いに協力し、及び助け合うよう努めるものとする。

3 事業者は、市、国及び北海道が実施する雪対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努めるものとする。

5 除排雪事業者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令に基づき、安全で適正な除排雪を行うものとする。

(遵守事項)

第6条 市民及び事業者は、自己所有等敷地内の雪をみだりに道路に出してはならない。

2 市民及び事業者は、河川（河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する

一級河川，同法第5条第1項に規定する二級河川，同法第100条第1項に規定する準用河川及び旭川市普通河川管理条例（平成12年旭川市条例第87号）第2条第1号に規定する普通河川をいう。次条第1項において同じ。），水路等（以下この項及び第4項において「河川等」という。）への投雪により，当該河川等の流水に支障を及ぼしてはならない。

3 市民及び事業者は，自動車等（旭川市違法駐車等防止条例（平成12年旭川市条例第14号）第2条第1号に規定する自動車等をいう。）を道路上に駐車させるときは，同条第2号に規定する違法駐車等に該当しない場合であっても，当該駐車が除排雪作業の支障とならないよう努めなければならない。

4 市民及び事業者は，自己所有等敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により，自己所有等敷地内の雪処理（河川等への投雪を除く。），建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ，又は道路交通，歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

（指導及び勧告）

第7条 市長は，前条第1項又は第2項の規定が遵守されないことにより，道路交通又は河川の流水に支障があると認めるときは，その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し，同条第1項若しくは第2項の規定の遵守又は必要な措置について指導をすることができる。

2 市長は，前項の指導を受けた者が正当な理由がなく当該指導に応じないときは，当該指導を受けた者に対し，相当の期限を定めて，必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（関係機関との連携）

第8条 市は，この条例の目的を達成するために必要と認めるときは，国，北海道その他の関係機関と連携し，又は協力を求めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は，雪対策に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旭川市違法駐車等防止条例の一部改正)

2 旭川市違法駐車等防止条例（平成12年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(説 明)

雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールへの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

（説 明）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市保育所条例の一部を改正する条例

旭川市保育所条例（昭和24年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「

旭川市大雪通7丁目	旭川市立新旭川保育所
-----------	------------

」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立新旭川保育所を廃止するために、旭川市保育所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（平成12年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第8条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金若しくは同令附則第9条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金（以下「母子臨時児童扶養等資金等」という。）又は」を「ほか、」に、「当該母子臨時児童扶養等資金等又は当該特例児童扶養資金」を「当該特例児童扶養資金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

償還の免除に係る規定を整備するために、旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） | 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 30,580,000円 | |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号
株式会社北海道モリタ旭川営業所 | |

(説 明)

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 日章小学校耐震改修工事 |
| 2 契 約 金 額 | 355,300,000円 |
| 3 契約の相手方 | 新谷・岸田共同企業体
新谷建設株式会社
株式会社岸田組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

変更契約の締結について

令和4年7月15日に契約金額の変更に係る専決処分をした第2豊岡団地建替（2-B）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 864,798,376円

変更後の契約金額 912,720,683円



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額(円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	第2豊岡団地 建替(2-B)新築工事	変更前 851,400,000 変更後 864,798,376	令和4年 7月15日	議案第11号契約の締結 について (令和4年2月25日)
2	千代田小学校 (A)増改築 工事	変更前 777,700,000 変更後 795,453,112	令和4年 8月3日	議案第5号契約の締結に ついて (令和3年9月14日)
3	千代田小学校 (B)増改築 工事	変更前 1,196,800,000 変更後 1,212,192,330	令和4年 8月3日	議案第6号契約の締結に ついて (令和3年9月14日)
4	千代田小学校 増改築衛生設 備工事	変更前 176,990,000 変更後 178,988,799	令和4年 8月3日	議案第7号契約の締結に ついて (令和3年9月14日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（2-B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 851,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体
株式会社廣野組
株式会社菅原組
東成建設株式会社
株式会社谷脇組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

変更契約の締結について

令和4年9月15日に議決を経た豊岡小学校校舎増改築（A）工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 622,600,000円

変更後の契約金額 656,479,076円

変更契約の締結について

令和4年9月15日に議決を経た豊岡小学校校舎増改築（B）工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 583,000,000円

変更後の契約金額 614,464,588円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校校舎増改築（A）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 622,600,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・荒井・タカハタ共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
荒 井 建 設 株 式 会 社
タ カ ハ タ 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校校舎増改築（B）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 583,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 高・廣野・石田共同企業体
株 式 会 社 高 組
株 式 会 社 廣 野 組
株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

和解について

旭川地方裁判所令和5年（ワ）第44号損害賠償請求事件について、次のとおり和解を成立させる。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

1 和解の相手方（原告）

上川郡当麻町宇園別2区
株式会社リプロメタル

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として19万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を令和5年12月末日限り、原告代理人の普通預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	8.5 (25.0)	82.0 (350.0)

備考

- 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- ()内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—

備考 「資金不足比率」欄の「—」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
1	154,000	令和5年8月29日	令和5年7月26日 旭川市7条通7丁目	市 100
2	30,514	令和5年8月29日	令和5年7月28日 旭川市7条通10丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
1	648,765	令和5年7月10日	令和5年4月21日	市 100%
2	339,600	令和5年7月10日	旭川市神楽3条6丁目	

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川市リサイクルセンター（A）新築工事	変更前 728,200,000 変更後 741,751,585	令和5年 8月3日	議案第46号契約の締結について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川市リサイクルセンター（B）新築工事	変更前 706,200,000 変更後 717,193,717	令和5年 8月3日	議案第47号契約の締結について （令和5年3月24日）
3	（仮称）旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事	変更前 238,315,000 変更後 243,046,886	令和5年 8月3日	議案第48号契約の締結について （令和5年3月24日）
4	（仮称）旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事	変更前 200,200,000 変更後 202,877,759	令和5年 8月3日	議案第49号契約の締結について （令和5年3月24日）
5	（仮称）旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事	変更前 597,300,000 変更後 597,969,630	令和5年 8月3日	議案第50号契約の締結について （令和5年3月24日）

6	総合庁舎建替 (A) 新築工 事	変更前 6, 0 4 2, 9 4 3, 7 8 7 変更後 6, 0 4 2, 8 5 0, 6 6 8	令和5年 8月8日	議案第47号変更契約の 締結について (令和5年6月30日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和5年5月23日) 議案第37号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
---	------------------------	--	--------------	--



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 工 事 名 (仮称) 旭川市リサイクルセンター (A) 新築工事
- 2 契 約 金 額 728,200,000円
- 3 契約の相手方 荒井・高・谷脇共同企業体
荒井建設株式会社
株式会社高組
株式会社谷脇組
- 4 契約の方法 一般競争入札 (条件付き)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 工 事 名 (仮称) 旭川市リサイクルセンター (B) 新築工事
- 2 契 約 金 額 706,200,000円
- 3 契約の相手方 廣野・畠山・菅原共同企業体
株式会社廣野組
畠山建設株式会社
株式会社菅原組
- 4 契約の方法 一般競争入札 (条件付き)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 238,315,000円 |
| 3 契約の相手方 | 弘友・鹿取永井・丸信共同企業体
弘友設備工業株式会社
鹿取永井工業株式会社
丸信衛生工業株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札(条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 200,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東邦・藤川・石森共同企業体
東邦電設株式会社
藤川電設工業株式会社
石森電気工事株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札(条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 工 事 名 (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事
- 2 契 約 金 額 597,300,000円
- 3 契 約 の 相 手 方 道北機械・檜山共同企業体
道北機械株式会社
株式会社檜山鐵工所
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札(条件付き)



変更契約の締結について

令和5年4月20日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 6,011,777,029円

変更後の契約金額 6,042,943,787円



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名（議決等年月日）
1	総合庁舎建替 (A) 新築工事	変更前 6,012,040,853 変更後 6,011,777,029	令和5年 4月20日	議案第37号変更契約の締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B) 新築工事	変更前 3,398,078,376 変更後 3,397,022,319	令和5年 4月20日	議案第38号変更契約の締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報告について (令和2年6月25日) 議案第71号契約の締結について (令和2年3月26日)



変更契約の締結について

令和3年2月4日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 5,744,129,948円

変更後の契約金額 6,012,040,853円



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	総合庁舎建替 （A）新築工 事	変更前 5,743,289,790 変更後 5,744,129,948	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第70号契約の締結について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替 （B）新築工 事	変更前 3,219,698,025 変更後 3,220,103,045	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第71号契約の締結について （令和2年3月26日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額 (円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A) 新築工事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B) 新築工事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替（A）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 5,731,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体
新谷建設株式会社
荒井建設株式会社
株式会社高組
株式会社田中組旭川支店
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |